○余市町都市公園条例

昭和４４年９月１日
条例第２０号

（目的）

第１条　この条例は、都市公園法（昭和３１年法律第７９号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、余市町都市公園（以下「公園」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

第２条　削除

（行為の制限）

第３条　公園において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

（１）　行商、募金その他これらに類する行為をすること。

（２）　業として写真又は映画を撮影すること。

（３）　興業を行うこと。

（４）　競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して使用すること。

２　前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他町長の指示する事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

３　第１項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするとき当該事項を記載した申請書を町長に提出してその許可を受けなければならない。

４　町長は、第１項各号に掲げる行為が、公衆の公園利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第１項又は第３項の許可を与えることができる。

５　町長は、第１項又は第３項の許可に公園管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

（許可の特例）

第４条　法第６条第１項又は第３項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第１項又は第３項の許可を受けることを要しない。

（行為の禁止）

第５条　公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第５条第１項、法第６条第１項若しくは第３項又は第３条第１項若しくは第３項の許可に係るものについては、この限りでない。

（１）　公園を損傷し、又は汚損すること。

（２）　竹木を伐採し、又は植物若しくは土石を採取すること。

（３）　土地の形質を変更すること。

（４）　鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
（５）　ごみその他の汚物を捨てること。
（６）　はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
（７）　立入禁止区域に立ち入ること。
（８）　指定された場所以外の場所へ車両等を乗り入れ又はとめおくこと。
（９）　公園をその用途外に使用すること。

（利用の禁止又は制限）

第６条　町長は、公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は公園に関する工事のために止むを得ないと認められる場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

（有料公園及び有料公園施設）

第７条　有料公園（有料で利用させる都市公園又は都市公園の一区域をいう。以下同じ。）及び有料公園施設（公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。）は、別表第１のとおりとする。

２　有料公園及び有料公園施設を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

（申請書の記載事項）

第８条　法第５条第１項の公園施設の設置又は管理の許可申請書の記載事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項
ア　申請者の住所、氏名及び職業
イ　公園施設の設置目的
ウ　公園施設の設置場所及び期間
エ　公園施設の種類及び数量
オ　公園施設の構造
カ　公園施設の管理方法
キ　公園施設の設置工事の期間及び実施方法
ク　公園施設の設置工事費の調達計画
ケ　公園の復旧方法
コ　その他町長の指示する事項

（２）　公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項
ア　申請者の住所、氏名及び職業
イ　公園施設の管理目的
ウ　公園施設の種類及び名称

エ　公園施設の管理期間
オ　公園施設の管理方法
カ　その他町長が指示する事項
（3）　許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項
ア　申請者の住所、氏名及び職業
イ　変更する事項
ウ　変更する理由
エ　その他町長が指示する事項

2　法第６条第２項の占用の許可申請書の記載事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
（1）　申請者の住所、氏名及び職業
（2）　占用の目的
（3）　公園施設以外の工作物その他の物件又は施設（以下「占用物件」という。）の種類及び数量
（4）　占用物件の管理方法
（5）　占用物件設置工事の期間及び実施方法
（6）　その他町長が指示する事項

（法第６条第３項ただし書の条例で定める軽易な変更）

第９条　法第６条第３項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。
（1）　占用物件の模様替えで、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
（2）　占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの

（設計書等）

第１０条　公園施設の設置若しくは公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

（公園施設の設置又は管理の休止）

第１１条　公園施設を設置又は管理する者が、公園施設の設置又は管理を休止しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

（使用料等）

第１２条　法第５条第１項、法第６条第１項、同条第３項又は条例第３条第１項、同条第３項若しくは第７条第２項の許可を受けた者は、別表第２に掲げる額の使用料又は占用料を納付しなければならない。

（使用料等の徴収）

第１３条　前条に規定する使用料又は占用料は、第３条第１項各号に掲げる行為、公園施設の設置若しくは管理、公園の占用又は有料公園施設の使用（以下「公園の使用」と総称する。）の期間が３月を超えない場合においては、公園の使用の許可の際に、これを徴収する。

２　公園の使用の期間が３月を超える場合は、次の各号に掲げる区分により、初期の分は公園の使用の許可の際に、次期以降の分は当該各期の始めに、これを徴収する。

（１）　第１期　４月から６月まで

（２）　第２期　７月から９月まで

（３）　第３期　１０月から１２月まで

（４）　第４期　１月から３月まで

３　使用料又は占用料の計算方法は、次の各号に定めるところによる。

（１）　１年を単位として定められている場合で、占用の期間が１年未満であるとき、又はその期間に１年未満の端数があるときは月割をもって計算する。この場合において、１月未満の端数は１月とみなす。

（２）　１月を単位として定められている場合は、１月未満の端数は１月とみなす。

（３）　１日を単位として定められている場合は、１日未満の端数は１日とみなす。

（４）　半日を単位として定められている場合は、半日未満の端数は半日とみなす。

（５）　１時間を単位として定められている場合は、１時間未満の端数は１時間とみなす。

（６）　１平方メートルを単位として定められている場合は、１平方メートル未満の端数は１平方メートルとみなす。

（７）　１メートルを単位として定められている場合は、１メートル未満の端数は１メートルとみなす。

（使用料等の不還付）

第１４条　既納の使用料又は占用料は、返還しない。ただし、町長は、特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

（使用料の減免）

第１５条　町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料又は占用料の全部又は一部を減免することができる。

（都市公園の区域の変更及び廃止）

第１５条の２　町長は都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。

（権利の譲渡禁止等）

第１６条　公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸することができない。

（監督処分）

第１７条　町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、原状回復若しくは公園よりの退去を命ずることができる。

（１）　この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者

（２）　この条例の規定による許可に付した条件に違反している者

（３）　偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

２　町長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

（１）　公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

（２）　公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合

（３）　公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

（工作物等を保管した場合の公示事項）

第１７条の２　法第２７条第５項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

（１）　保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量

（２）　保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時

（３）　その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

（４）　前３号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

（工作物等を保管した場合の公示の方法）

第１７条の３　法第２７条第５項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

（１）　前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して１４日間、規則で定める場所に掲示すること。

（２）　特に貴重と認められる工作物等については、前号の掲示の期間が満了し

ても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第１７条の７において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を広報又は新聞紙に掲載すること。

２　町長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

（工作物等の価額の評価の方法）

第１７条の４　法第２７条第６項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、町長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（保管した工作物等を売却する場合の手続）

第１７条の５　法第２７条第６項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

第１７条の６　町長は、前条本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも５日前までに、その工作物等の名称又は種類、形状、数量その他規則で定める事項を規則で定める場所に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示しなければならない。

２　町長は、前条本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく３人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に当該工作物等の名称又は種類、形状、数量その他規則で定める事項をあらかじめ通知しなければならない。

３　町長は、前条ただし書の規定による随意契約によろうとするときは、なるべく２人以上の者から見積書を徴さなければならない。

（工作物等を返還する場合の手続）

第１７条の７　町長は、保管した工作物等（法第２７条第６項の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

（届出）

第１８条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、

速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

（1）　法第５条第１項又は法第６条第１項若しくは第３項の許可を受けた者が公園施設の設置又は公園の占用に係る工事を完了したとき。

（2）　前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用を廃止したとき。

（3）　第１号に掲げる者が法第１０条第１項の規定により公園を原状に回復したとき。

（4）　法第２６条第２項又は第４項の規定によりこれらの項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

（5）　法第２７条第１項又は第２項の規定により同条第１項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

（6）　公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

（7）　前条第１項又は第２項の規定により同条第１項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

（公園予定区域等についての準用）

第１９条　第３条から前条までの規定は、法第３３条第４項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

（管理の代行）

第２０条　町長は、公園の管理について必要があると認めるときは、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する法人その他の団体であって町が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に公園の全部又は一部の管理を行わせることができる。

２　前項の規定により公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、第６条及び第７条第２項の規定中「町長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

３　第１項の規定により公園の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が当該公園の管理を行うこととされた期間前にされた第７条第２項（前項の規定により読み替えて適用される場合も含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

４　第１項の規定により公園の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が当該公園の管理を行うこととされた期間前に第７条第２項（第２項の規定により読み替えて適用される場合も含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

（余市あゆ場公園パークゴルフ場の使用期間等）

第２１条　余市あゆ場公園パークゴルフ場の使用期間、使用時間及び休場日は、次

のとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは、臨時に使用期間、使用時間若しくは休場日を変更し、又は別に休場日を定めることができる。

（１）　使用期間　４月下旬から１１月上旬までを基本とする。

（２）　使用時間　午前８時から午後６時までとする。

（３）　休場日　火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。）

（運動公園有料公園施設の使用期間等）

第２１条の２　運動公園に属する有料公園施設（以下「運動公園有料公園施設」という。）の使用期間及び使用時間は、次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは、臨時に使用期間又は使用時間を変更することができる。

（１）　使用期間　４月下旬から１１月上旬までを基本とする。

（２）　使用時間　午前５時から午後７時３０分までとする。

（指定管理者の指定期間）

第２２条　公園の指定管理者として指定する期間は、５年以内とする。ただし、再指定は妨げない。

（利用料金）

第２３条　町長は、適当と認めるときは、指定管理者に公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を地方自治法第２４４条の２第８項の規定により、当該指定管理者の収入として収受させることができる。

２　前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、公園を利用しようとする者は当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

３　前項に規定する利用料金の額は、別表第２に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。

（利用料金の減免）

第２４条　指定管理者は、あらかじめ町長の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減免することができる。

（利用料金の還付）

第２５条　既納の利用料金は、これを還付しない。ただし、指定管理者はあらかじめ町長の承認を得て定めた基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

（指定管理者が行う業務）

第２６条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（１）　公園の利用の許可及び利用調整に関すること。

（２）　町長の承認を得て、臨時に使用期間、使用時間若しくは休場日を変更し、又は別に休場日を定めること。
（３）　利用料金に関する業務
（４）　施設及び附属設備等を含む公園の維持管理及び修繕に関する業務
（５）　前各号に掲げるもののほか、公園の運営に関して町長が必要と認める業務

（適用除外）

第２７条　第１２条から第１５条までの規定は、第２３条第１項の規定により、指定管理者の収入として収受させる場合は適用しない。

（指定管理者が行う管理の基準）

第２８条　指定管理者は、余市町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１７年余市町条例第２１号）及びこの条例並びにこの条例に基づく規則の規定に従い、公園の管理を行わなければならない。

（過料）

第２９条　次の各号のいずれかに該当する者に対しては、５万円以下の過料を科する。
（１）　第３条第１項又は第３項（第１９条においてこれらの規定を準用する場合も含む。）の規定に違反して同条第１項各号に掲げる行為をした者
（２）　第５条（第１９条においてこれらの規定を準用する場合も含む。）の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
（３）　第１７条第１項又は第２項（第１９条においてこれらの規定を準用する場合も含む。）による町長の命令に違反した者
（４）　第１８条（第１９条においてこれらの規定を準用する場合も含む。）の規定に違反して同条各号に掲げる届け出を怠った者

第３０条　偽りその他不正な手段により使用料又は占用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の５倍に相当する額以下の過料を科する。

第３１条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前２条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の過料を科する。

（補則）

第３２条　この条例の施行について必要な事項は、町長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和４６年６月３０日条例第２１号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５２年２月１６日条例第１号）

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例の施行前にした、行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（昭和５５年３月１１日条例第４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１４年６月１７日条例第３２号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１５年６月１７日条例第１５号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１６年１２月１７日条例第１５号）

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成１８年１２月１２日条例第３６号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成１９年４月規則第３１号で、同１９年４月２８日から施行）

（準備行為）

２　指定管理者の指定のための手続その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附　則（平成２０年３月２１日条例第４号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行日前に許可を受けているもので、この条例の施行日以後に使用料等を徴収されるものについては、この条例に定めるところにより使用料等を徴収する。

附　則（平成２１年２月２４日条例第２号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の使用料に関する規定は、平成２１年４月１日（以下「適用日」という。）以後の使用に係る使用料に適用し、この条例の施行の日から適

用日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附　則（平成２１年２月２４日条例第３号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成２１年４月１日から施行する。

（余市町都市公園条例の一部改正に伴う経過措置）

３　この条例による改正後の余市町都市公園条例の占用料に関する規定は、施行日以後の占用に係る占用料について適用し、この条例の施行日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

附　則（平成２２年３月１２日条例第８号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和４年３月１日条例第１号）

（施行期日）

１　この条例は、令和４年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後のそれぞれの条例に規定する使用料に関する規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

３　施行日前に申請、申込み等がなされた事務に係る手数料については、なお従前の例による。

附　則（令和８年１０月３０日条例第１５号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後のそれぞれの条例に規定する使用料に関する規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

３　施行日前に申請、申込み等がなされた事務に係る手数料については、なお従前の例による。

別表第１（第７条第１項関係）

有料公園

有料公園施設の属する公園の名称	有料公園施設の名前
余市運動公園	テニスコート、野球場、自由広場、陸上競技場
余市あゆ場公園	パークゴルフ場

別表第２（第１２条、第２３条関係）占用料及び使用料

１　行為

行為		単位	金額
第３条第１項第１号に掲げる行為	屋台店（移動可能のもの）及びこれに類するもの	１平方メートル１月につき	３００円
	露店（折たたみ無蓋のもの）及びこれに類するもの	１平方メートル１月につき	２１０円
	同右臨時のもの	１平方メートル１日につき	３０円
業として行う写真の撮影	常時	写真機１台　１月につき	３００円
	臨時	写真機１台　１日につき	３０円
業として行う映画撮影		撮影機１台　１日につき	３００円
興業		１平方メートル１日につき	３０円
第３条第１項第４号に掲げる行為		１平方メートル１日につき	１０円

２　公園施設を設け管理する場合

区分	単位	金額
公園施設を設置する場合	１平方メートル　１月につき	３００円
公園施設を管理する場合	１箇所　１月につき	町長が別に定める

３　都市公園を占用する場合

占用物件		単位	金額
法第７条第１号に掲げるもの	電柱	１本　１年につき	７７０円
	電話柱		６９０円
	その他の柱類		５３円
	共架電線その他上空に設ける線類	１メートル　１年につき	７円
	地下に設ける電線その他の線類		４円
	地上に設ける変圧器	１個　１年につき	５２０円

	地下に設ける変圧器	１平方メートル　１年につき	３６０円
	変圧塔その他これに類するもの	１個　１年につき	１，１００円
	その他のもの	１平方メートル　１年につき	１，１００円
法第７条第４号に掲げるもの	郵便差出箱及び信書便差出箱	１個　１年につき	４５０円
	公衆電話所		１，１００円
法第７条第６号に掲げるもの		１平方メートル　１日につき	３０円
都市公園法施行令（昭和３１年政令第２９０号。以下「令」という。）第１２条第１号に掲げるもの		１本　１月につき	３０円
令第１２条第７号及び第８号に掲げるもの（当該公園に関係ある工事の場合は除く。）		１平方メートル　１月につき	８０円
屋内に設置する自動販売機		１台　１月につき	５，０００円
屋外に設置する自動販売機		１台　１月につき	４，０００円
その他の物件、工作物又は施設		町長が別に定める	

摘要

１　共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

２　自動販売機の占用料の算定については、余市町行政財産使用料条例（平成２１年余市町条例第３号）に規定する自動販売機の使用料の例による。

４　余市運動公園の有料公園施設を専用使用する場合

区分	１時間当たりの金額	
	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合
自由広場	３６０円	１２０円
テニスコート	１面当たり３３０円	１面当たり１１０円
野球場	６９０円	２３０円
陸上競技場	６６０円	２２０円

備考

１　使用時間には、準備及び原状回復に要する時間も含めるものとする。

２　使用時間に１時間未満の端数があるときは、これを１時間とみなす。

３　使用料は、次に掲げる額を合算して得た額とする。この場合において、合算して得た額に１０円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

（１）　１時間当たりの金額に使用時間数を乗じて得た額

（２）　町内に住所を有する個人又は町内に主たる事務所をおく団体等以外のものが使用する場合は、前号で得た額に１００分の５０を乗じて得た額

５　余市あゆ場公園の有料公園施設を使用する場合

施設名	使用料
パークゴルフ場	一般（高校生以上）　１人１日につき５５０円
	中学生以下　１人１日につき２２０円
	回数券（一般１２枚綴り）５，５００円（発行シーズン中有効）
	回数券（中学生以下１２枚綴り）２，２００円（発行シーズン中有効）
	団体　一般　１人１日につき４４０円 中学生以下　１人１日につき１７０円
	用具代（クラブ１本及びボール１個）１日につき３００円

摘要　団体とは２０人以上の団体をいう。